

平成23年3月31日

文部科学大臣届出

国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定により、国立大学法人総合研究大学院大学の中期計画に基づき、平成23年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を定める。

総合研究大学院大学（以下「本学」という。）は、国立大学法人法第4条及び別表第1備考第2の規定により機構等法人（大学共同利用機関法人及び独立行政法人宇宙航空研究開発機構をいい、経過措置として旧独立行政法人メディア教育開発センターの権利及び業務を継承する放送大学学園を含む。以下同じ。）が各地に設置する大学の共同利用の研究所その他の機関（以下「基盤機関」という。）との緊密な連係及び協力の下に、以下の年度計画に基づき業務を行う。

なお、本学は、機構等法人と締結した連係協力に関する協定（以下「連係・協力協定」という。）により大学院教育を実施する。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

- 本学の研究科の専攻を置く基盤機関の優れた人的及び研究的環境を活用して博士課程教育を行い、高度の研究的資質、広い視野及び国際的通用性を兼ね備えた一流の研究者を育成し、質の高い学位取得者を社会に送り出すために、平成23年度は次の措置を講じる。
 - ① 研究者としての高度の専門性を養成するために、本学の専攻を別表に掲げる基盤機関に置き、教育を実施する。
 - ② 高い学位水準を保証するために、必要に応じて、以下の手法も取り入れ各研究科・専攻の実状にあった改善を進め、引き続き、厳正な学位審査の実施及び学位水準維持向上の実質化を図る。
 - ・ 修士相当段階から博士後期相当段階への進級審査
 - ・ 博士学位研究における進捗状況の把握
 - ・ 博士論文審査における予備審査、外部審査委員、公開発表の実施等
 - ③ 広い視野を養成するために、研究科共通科目及び総合教育科目や全学共同教育研究活動などを通じ、専攻又は研究科横断型の教育研究活動を促進する。
 - ④ 国際的通用性を養うために、基盤機関のもつ国際的研究センターとしての環境を活用して開催される国際的な会議や研究集会、並びに海外で開催される国際会議等における論文発表を奨励、支援する。
 - ⑤ 学術交流ネットワーク構築に向けて、学術交流推進のIT基盤としてのサイト

構築、メンバーシップ把握と進路状況調査並びにネットワーク整備・システムの改良を推進する。

- 基盤機関の特性・個性を最大限に発揮した教育を行い、高度の専門性と総合性を修得させるとともに、専攻や研究科を横断する教育研究活動を行い得る教育体制を整備するために、平成23年度は次の措置を講じる。
 - ① 専門の総合性：各専攻が有する専門領域の広さと深さに基づく各専攻独自の特色あるカリキュラムを編成するために、博士論文のテーマや最新の学問動向に関係した授業科目を開設する。
 - ② 科学の総合性：専攻間でのカリキュラムの共有や専攻をまたがる教育研究指導体制を構築するために、研究科の専攻間にわたって合同の教育研究活動や授業科目を開設する。
 - ③ 人間の総合性：短期合宿型集中講義の開催などを通して、学融合を目指すための全学共同教育研究活動を推進する。

- 学位水準に即したアドミッションポリシーに基づき、厳正な入学者選抜を実施するために、平成23年度は次の措置を講じる。
 - ① アドミッションポリシーに即した入学者選抜を実施し、必要に応じて改善を行う。また、入学希望者を国内外から広く募集するために必要な方策について、引き続き実施・改善を行う。
 - ② 様々な修学歴を有する学生の入学を促進するため、入学機会の複数化の一環として、引き続き秋季入学を実施する。

- 高い教員対学生数比率を生かし、学生の資質及び能力等に応じた教育研究指導を行うために、平成23年度は次の措置を講じる。
 - ① 主・副指導教員による個別指導と、専攻の指導教員団による集団指導を実施する。
 - ② 教育研究指導を行うため、全学的な検討組織を立ち上げ、学生の意見を踏まえた改善策を検討する。
 - ③ 全学共同教育活動である学生セミナーや、研究科・専攻の枠を超えた研究科等の事業において、企画段階からの学生の参画を奨励するとともに、研究科・専攻の枠を超えた学生提案による学生間交流事業を支援する。
 - ④ インターネットを利用した補完授業の実施及び新たに実施する補完授業等について必要な支援を行う。

- (2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置
 - 機構等法人や基盤機関との密接な連携協力体制を構築するために、平成23年度は次の措置を講じる。
 - ① 学長と機構等法人の長との意見交換を引き続き実施する。
 - ② 本部役職員及び基盤機関の教員による全学的な検討組織を立ち上げ、教育の改善を図る。

- ③ 関係・協力協定に基づき、基盤機関教員を配置する。
- ④ 関係・協力協定に基づき、基盤機関施設・設備を有効に活用する。
- 専攻間の連携による教育研究活動を行うための体制を整備するため、平成23年度は次の措置を講じる。
 - ① 専攻間を跨ぐ教育研究活動の一環として研究科合同セミナーなどの共同教育研究活動を促進・支援する。
 - ② 専攻間の兼任教員制度の活用を奨励し、必要に応じて実施する。
 - ③ 全学共同教育研究活動の企画・実施の中心である学融合推進センターにおいては、専攻間の連携を促進する観点から運営を行う。
- 課程制博士課程の実質化を図るため、学生の実状を反映した弾力的な教育実施体制に関する制度的な検討を進めるため、平成23年度は次の措置を講じる。
 - ① 学生の実状に応じた弾力的な教育実施体制の検討については、制度的整合性や実現可能性を考慮しつつ実施する。
- 教育研究のための図書環境を整備するとともに、附属図書館における学術情報の継承機能を充実するため、平成23年度は次の措置を講じる。
 - ① 契約手法の見直しを検討しつつ、電子ジャーナルの購読を引き続き実施する。
 - ② 博士論文のデータベース化を推進する。

◎特記事項

- 【1】 本学の教育は本学の専攻を置く基盤機関の研究現場において、それぞれの特徴を生かして行われており、大学本部及び基盤機関間相互の緊密な関係の下に実施体制・教育研究環境の維持・改善が行われる。
- 【2】 研究科の教育組織としての実体化と効率化を図るため、各専攻の独自性を重んじつつも、研究科長を介した階層的な教育運営組織を整備する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 基盤機関と連携し、教育、生活、就職などの学生支援を促進するため、平成23年度は次の措置を講じる。
 - ① 研究環境状況把握を引き続き実施するとともに、改善に必要な課題について検討を行う。
 - ② 学術交流ネットワークのシステム構築を引き続き推進するとともに、修了生と大学の互恵的な連携支援の充実を図る。
 - ③ 特に優れた学生を顕彰するため、学長賞・長倉研究奨励賞を授与する。
 - ④ 学生の教育、研究、生活面における相談体制を、様々なチャンネルにより引き続き整備する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 学生の研究水準の維持向上を図るため、研究活動を促進・奨励する措置を進め、研究活動の過程において適切な発表・意見交換の場を設けるものとして、平成23年度は次の措置を講じる。
 - ① 優れた学生の研究活動を促進するための支援・顕彰のほか、専攻・研究科・大学全体で必要に応じて、研究活動の発表等の機会を設ける。
- 学融合による学際的で先導的な学問分野の開拓を進めるため、平成23年度は、学融合推進センターを中心に、学際的分野、専攻横断的分野など、学融合を目指した研究プロジェクトを学内共同研究課題として実施する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- 学生の研究環境を整備するとともに、研究成果を公表する機会を充実させるために、平成23年度は次の措置を講じる。
 - ① 基盤機関が有する施設・設備を有効利用する。
 - ② 学生の学会等における積極的な研究成果の発表を奨励する。
 - ③ 学融合推進センターによる、学生向け出版費補助事業を実施する。
- 大学院教育を通じて基盤機関における基礎研究の活性化を目指し、平成23年度は次の措置を講じる。
 - ① 学問分野の枠を超えた研究者の育成の観点から、教員、修了生、在学生在が、最新の研究成果の発表を行う学術交流会をはじめとする活動を実施する。
 - ② 研究活動の活性化を促進する観点から、全学共同教育研究活動への教員・学生の参加を奨励する。
 - ③ 学融合推進センターによる、学生、研究生、女性研究者を対象とした支援事業を実施する。
- 基盤機関における最先端の研究を中心とした学融合研究活動を実施する。

◎特記事項

- 【1】 本学教員の主要部分は本学の専攻を置く基盤機関における研究が本務であることから、研究部分については、基盤機関の活動とみなされる。
- 【2】 本学の研究科ならびに全学共同教育研究活動は、機構等法人間及び基盤機関間の研究上の関係・協力を促進する役割を果たす。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

- 社会的に重要な問題に対して戦略的な基礎研究を展開し、その成果を社会に分

かり易く伝えることにより、社会への成果の還元を図るため、平成23年度は次の措置を講ずる。

- ① 社会的に重要な問題に対する研究成果を社会に分かり易く伝える観点から、全学的なフォーラムを引き続き実施する。
- ② 「湘南国際村フェスティバル」への参加、「サイエンスカフェ」や「中高生のための科学セミナー」の開催等、講演会活動等を実施する。
- ③ 男女共同参画を推進するためのワーキンググループを設置し、支援事業等を検討する。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

- 各専攻の有する学術的な国際性や大学本部が位置する湘南国際村の環境を活用し、国際交流の充実を図るとともに、学生が世界的なレベルで国内外で活躍できるための国際的通用性を涵養するため、平成23年度は次の措置を講じる。
 - ① 基盤機関が持つ国際性を活かして留学生受入を促進するとともに、学生の国際交流に視点を置いた各種事業を実施する。
 - ② 入学希望者を広く国内外から募集するため、広報、入学試験、教育体制、学生支援、事務処理などの留学生の受入体制を整備・充実する。
 - ③ J S P S サマー・プログラムを独立行政法人日本学術振興会と共催するとともに、同プログラムの外国人参加者と本学学生との交流を推進する。

◎特記事項

本学の安全保障貿易管理に係る輸出管理については、機構等法人との関係体制の下に実施する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- 学長の適切なリーダーシップの発揮と、大学全体としての全学的かつ戦略的な事業の推進を図るため、法人、大学、研究科及び専攻運営において、戦略的かつ機動的な運用を行うとともに、全学的視点での資源配分に必要な改善を進めるために、平成23年度は次の措置を講じる。
 - ① 学長の適切なリーダーシップを支援するための学長補佐、特命事項担当教員を配置するなど、学長支援体制を充実する。
 - ② 全学的な観点からの資源配分を行うため、研究科・専攻における学生数を基準とした専攻運営費、戦略的な資源配分を行う学内公募型競争的資金、学長のリーダーシップを実現する学長裁量経費の措置を講じる。
 - ③ 本部執行部、研究科長、事務局幹部を構成員とする運営会議により、全学的事項の一括審議を促進する。
 - ④ 経営協議会及び教育研究評議会において、引き続き法定事項を確実に審議するとともに、自由討議を確保して経営協議会学外委員を中心とした学外者の意

見の反映に努める。

- ⑤ 役員会、経営協議会、教育研究評議会、運営会議の議事要旨は、原則公開し、学内外構成員の情報共有、意見交換を促進する。
 - ⑥ 研究科・専攻の運営体制の充実と継続性を担保するため、必要に応じて副研究科長・副専攻長等を配置する。
 - ⑦ 研究科の実質化を確保するため、研究科専攻長会議を中心とした研究科運営体制を推進する。
 - ⑧ 前年度に整備された改善サイクルに基づき、リスクの評価・対策の実施を進めるとともに、必要に応じて改善サイクルを見直す。
- 大学の高等教育における高い公共性に鑑み、教職員の意識改革を進めるための仕組みを整備・実施するために、平成23年度は次の措置を講じる。
 - ① 職員の人材育成の観点から、引き続き研修を実施するとともに、各種研修への職員からの積極的な参加を支援する。
 - ② 職員セミナーを実施する。
 - 5年一貫制の進行や社会の要請、学問分野の変遷及び新しい学問領域への対応等を踏まえ、教育研究体制（実施状況）の検証を行い、必要な対策を進めるため、各研究科・専攻の入学定員及び組織のあり方について検討を進める。

◎特記事項

本学全体の運営は、大学本部と基盤機関との緊密な関係及び協力の下に行われており、各専攻毎に教職員の協働により教育現場固有の運営体制の見直し改善が行われる。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 基盤機関との関係協力を前提に、大学事務局体制の整備を行うとともに、事務の合理化を推進するために、平成23年度は次の措置を講じる。
 - ① 学融合推進センター棟新設に伴い、事務局組織の機動的配置を行う。
 - ② 基盤機関職員との事務打合せ会を実施するとともに、その在り方について必要に応じ検討を行う。

◎特記事項

本学のほとんどの教員は、基盤機関に所属しているためその適正配置は、機構等法人との関係・協力協定に基づく。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

○ 競争的外部教育研究資金等の獲得を進めるため、平成23年度は次の措置を講じる。

- ① 学融合推進センターの研究事業を通じて資金獲得に向けた研究を支援する。
- ② 研究助成データベースの内容の更新・充実を行う。

◎特記事項

本学教員のほとんどは機構等法人の基盤機関に研究本拠を持つため、外部資金の多くは機構等法人として獲得される。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

○ 総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の方策を策定し、平成17年度に比べて5%以上の削減状態を実現する。

○ 経費抑制を進めるため、学内予算編成段階において、要求等に関する方針を定め、実施するとともに、併せて、学長裁量経費等の活用により戦略的・緊急を要する経費への対応を引き続き図る。

また、年度途中に予算の執行状況を把握、見直しを図ることにより、経費の節約及び機動的な経費の活用を促進する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

○ 資産の効果的・効率的かつ安全な運用管理を図るために、平成23年度は次の措置を講じる。

- ① 既存施設・設備については、マスタープランに基づき、施設・設備マネジメント委員会が行う施設・設備の有効利用状況の確認・点検により、引き続き有効活用への取組を促進する。
- ② 余裕金については、安全な金融機関及び郵便貯金において、役員会が策定する運用方針に基づき、引き続き適切に運用する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

○ 評価システムの充実及び評価結果の大学運営への活用を図るため、平成23年度は次の措置を講じる。

- ① 各専攻毎に、評価担当教員を引き続き配置し、各種評価作業を実施するとともに、評価を促進するため評価担当教員会議を適宜開催する。
- ② 本部役職員及び基盤機関の教員による全学的な検討組織を設置し、法人評価などで課題とされた教育研究に関する事項について、改善を図る体制を整備する。

◎特記事項

基盤機関に所属する教員の評価及び基盤機関の研究面の評価は、基盤機関において独立して行われる。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

- 全学的な広報体制を確立し、積極的な情報公開を進めるために、平成23年度は次の措置を講じる。
 - ① 掲載する大学情報を充実させ、閲覧性を改善し、効果的な情報発信を行う。
 - ② 基盤機関との関係により、研究・教育事業やその成果に関する情報等を積極的に交換し、情報発信の充実を図る。
 - ③ 平成23年4月の公文書管理法の施行に伴い、法人文書管理体制をより明確にするとともに、歴史的に残すべき法人文書（歴史公文書）のアーカイブ化に関するプロセスを整備する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

- 葉山キャンパスにおいて、環境安全協定を遵守しつつ、整備計画を策定し、施設の有効利用を図るために、平成23年度は次の措置を講じる。
 - ① 既存施設・設備については、引き続きマスタープランに基づき、施設・設備マネジメント委員会が行う施設・設備の有効利用状況の確認・点検により、有効活用への取組を実施する。
 - ② 環境ワーキンググループを中心に教職員と学生が協力し、葉山キャンパス環境憲章の趣旨に沿った各種エコロジー活動を実施し、環境に配慮したキャンパスの実現を図る。
 - ③ 設備等を中心とした環境保全対策を引き続き実施するとともに、新たな取組を試行実施する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 災害、事故等、突発的事態に対応できるための危機管理体制を確立するため、平成23年度は次の措置を講じる。
 - ① 緊急連絡体制の実効性を高める取組を引き続き実施する。
 - ② 消防訓練の実施をはじめ、危機管理に対応できるよう、平常時からの体制を整備する。
- 教職員の健康管理の充実を図るために、平成23年度は次の措置を講じる。
 - ① 安全衛生委員会の開催等により職場環境の維持・改善を行う。
 - ② 職員の勤務時間の適正管理を図るため、役員会・安全衛生委員会において超過勤務実績を確認する等、管理体制の強化を図る。

◎特記事項

本学の日常的な教育は基盤機関で行われているため、各専攻ではその施設整備並びに安全管理計画を本学の基盤として必要かつ十分なものとなるように努めている。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

○ 全ての構成員が公的高等教育機関であることを自覚し、社会的行為規範を遵守し自己研鑽に努めるため、平成23年度は次の措置を講じる。

① 引き続き倫理綱領の周知を図る。

② 引き続き研究費等不正使用防止計画の更新を行い、計画を周知・実施する。

③ 個人情報保護を維持するため、引き続き個人情報保護に関する学内周知等を実施する。

○ 情報セキュリティを高めるため、引き続き情報セキュリティポリシー及び関連規程の検証・更新を行う。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額 5億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
小規模改修	総額 11	国立大学財務・経営センター施設費交付金（11）

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽化度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

2. 人事に関する計画

- ① 計画的な採用を行いつつ、職務の特性に応じて、有期契約職員を活用する。
- ② 関係機関との間で人事交流を行い、多様な人材を確保する。
- ③ 職員の能力の向上を図るため、研修事業の活用を図る。

(参考1) 平成23年度の常勤職員数 59人

また、任期付職員数の見込みを15人とする。

(参考2) 平成23年度の人件費総額見込み 660百万円(退職手当は除く)

(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成23年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	1,926
施設整備費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	24
国立大学財務・経営センター施設費交付金	11
自己収入	264
授業料、入学金及び検定料収入	257
財産処分収入	0
雑収入	7
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	95
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
承継剰余金	0
計	2,320
支出	
業務費	2,190
教育研究経費	2,190
施設整備費	11
補助金等	24
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	95
貸付金	0
長期借入金償還金	0
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	2,320

[人件費の見積り]

期間中総額660百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額415百万円)

2. 収支計画

平成23年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	2, 3 2 1
業務費	2, 0 8 2
教育研究経費	1, 3 1 5
受託研究経費等	7 8
役員人件費	5 7
教員人件費	2 7 6
職員人件費	3 5 6
一般管理費	1 4 0
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	9 9
臨時損失	0
収益の部	
經常収益	2, 3 2 1
運営費交付金収益	1, 8 4 6
授業料収益	2 1 9
入学金収益	3 0
検定料収益	7
受託研究等収益	7 8
補助金等収益	1 8
寄附金収益	2
財務収益	0
雑益	2 2
資産見返運営費交付金等戻入	6 4
資産見返補助金等戻入	2 9
資産見返寄附金戻入	6
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

3. 資金計画

平成23年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	2, 3 3 5
業務活動による支出	2, 2 2 2
投資活動による支出	9 8
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	1 5
資金収入	2, 3 3 5
業務活動による収入	2, 3 0 9
運営費交付金による収入	1, 9 2 6
授業料、入学金及び検定料による収入	2 5 7
受託研究等収入	7 8
補助金等収入	2 4
寄附金収入	2
その他の収入	2 2
投資活動による収入	1 1
施設費による収入	1 1
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	1 5

(別表) 研究科の専攻の収容定員及び専攻を置く基盤機関

研究科	専攻	収容定員	専攻を置く基盤機関
文化科学研究科	地域文化学専攻(博士課程)	9人	国立民族学博物館
	比較文化学専攻(博士課程)	9人	国立民族学博物館
	国際日本研究専攻(博士課程)	9人	国際日本文化研究センター
	日本歴史研究専攻(博士課程)	9人	国立歴史民俗博物館
	メディア社会文化専攻(博士課程)	—	(注)
	日本文学研究専攻(博士課程)	9人	国文学研究資料館
物理科学研究科	構造分子科学専攻(博士課程)	19人	分子科学研究所
	機能分子科学専攻(博士課程)	19人	分子科学研究所
	天文学専攻(博士課程)	19人	国立天文台
	核融合科学専攻(博士課程)	19人	核融合科学研究所
	宇宙科学専攻(博士課程)	19人	独立行政法人宇宙航空研究開発機構宇宙科学研究所
高エネルギー加速器科学研究科	加速器科学専攻(博士課程)	10人	加速器研究施設 共通基盤研究施設
	物質構造科学専攻(博士課程)	15人	物質構造科学研究所
	素粒子原子核専攻(博士課程)	20人	素粒子原子核研究所
複合科学研究科	統計科学専攻(博士課程)	19人	統計数理研究所
	極域科学専攻(博士課程)	13人	国立極地研究所
	情報学専攻(博士課程)	38人	国立情報学研究所
生命科学研究所	遺伝学専攻(博士課程)	33人	国立遺伝学研究所
	基礎生物学専攻(博士課程)	33人	基礎生物学研究所
	生理学専攻(博士課程)	33人	生理学研究所
先導科学研究科	生命共生体進化学専攻(博士課程)	28人	上記18基盤機関との緊密な関係及び協力の下に教育研究を行う。

(注) 経過措置として旧独立行政法人メディア教育開発センターの権利及び義務を継承する放送大学学園